

県の回答（対応状況等）

令和6年1月31日

（ご意見標題） 県職員の勤務態度について

（担当課） 商工労働部 産業政策課

（ご意見要約）

勤務中に居眠りしている職員を見かけたが、誰も注意しないのか。

（回 答）

今回ご意見いただきました職員の勤務態度について、不快な思いをさせてしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

地方公務員法第30条において、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされております。

職務に専念する義務が適切に履行されていないことが判明した場合、分限・懲戒の対象となり得ることであり、商工労働部としましては今回のご意見を真摯に受け止め、引き続きこのようなことが無いよう、適切に指導してまいります。

貴重なご意見、誠にありがとうございました。